令和２年度（２０２０年度）
地域密着型サービス事業者集団指導

＜共通資料＞

令和２年８月

熊本市介護保険課

【目　次】

１．地域密着型サービスとは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．１

２．介護サービス事業者に対する行政処分等・・・・・・・・・・Ｐ．２

３．人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
・・・・・Ｐ．６

４．各種届出について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．１１

５．介護職員処遇改善加算について・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．１７

６．更新手続きについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．２４

７．介護サービス提供時に発生した事故等についての連絡手順・Ｐ．２６

８．業務管理体制の制度について・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．２９

９．「介護サービス情報の公表」 制度について・・・・・・・・Ｐ．３３

１０．周知事項（介護職員による喀痰吸引等の実施　等）
・・・・・Ｐ．３５

１１．質問票・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．４２

地域密着型サービスとは

・地域密着型サービス

地域密着型サービスは、高齢者が中重度の要介護状態になっても可能な限り住み慣れた自宅や地域で生活を継続できるようにするためのサービス。

利用者の日常生活圏域ごとに拠点を置いた、地域に開かれた良質なサービスを提供する。

●原則としてその市町村の住民のみが利用可能

※但し、平成２７年４月１日から住所地特例対象者について、住所地特例対象施設所在地の定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、（介護予防）認知症対応型通所介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護が利用可能となった。

●事業者の指定・指導監督は市町村が行う

●指定（拒否）や指定基準・介護報酬に地域住民等が関与し決定していく仕組み

●対象者

要支援、要介護認定を受けた者

原則として当該市町村の住民（被保険者）　※住所地特例に注意

●サービスの種類

地域密着型サービス	要支援	要介護	備考
夜間対応型訪問介護	×	○	
(介護予防)認知症対応型通所介護	○	○	定員１２人以下
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	○	○	定員２９人以下
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	要支援２のみ	○	
地域密着型特定施設入居者生活介護	×	○	定員２９人以下
地域密着型老人福祉施設入所者生活介護	×	○	定員２９人以下
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	×	○	
看護小規模多機能型居宅介護	×	○	定員２９人以下
地域密着型通所介護	×	○	定員１８人以下

介護サービス事業者に対する行政処分等

１．行政処分

平成３０年度（２０１８年度）の行政処分：０件

【参考：平成２８年度（２０１６年度)】

	熊　本　県
指定取消等数	指定の取消し ２事業者（４事業所）
内　　訳	訪問介護、介護予防訪問介護 居宅介護支援
主な不正の内容	●運営基準違反 ●介護報酬の不正請求 ●虚偽報告

２．勧告

	熊本県	熊　本　市
勧告件数	１０事業者（３０事業所）	０事業者（０事業所）
内　　訳	・訪問介護・（介護予防）通所リハビリテーション ・（介護予防）短期入所療養介護 ・特定（介護予防）福祉用具貸与 ・特定（介護予防）福祉用具販売 ・介護老人福祉施設・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設	
勧告対象事実	●職員配置不足による人員基準違反 ●サ責常勤専従義務違反 ●重要事項説明書未作成 ●勤務表の未作成及び兼務状況の区別なし ●身体拘束廃止未実施減算未適用、加算要件不備による返還 ●管理者責務違反 ●事業所所在地での営業実態なし（同一建物減算逃れ含む） ●ケアプランに沿わないサービス提供及び提供記録未作成 ●介護保険事業会計と他事業（独自事業等）会計の明確な区別不備 ●業務管理体制不備（虐待等）　等	

３．実地指導

実地指導により指摘の多かった事項は以下のとおり。昨年度周知した事項が整備されていない事業所が多い。集団指導は別の者が出席したと申し立てる管理者もいる。集団指導の復命や確認も管理者の業務の一つ。事業所内でしっかり確認を。

【共通事項】

①勤務表の未作成、併設有料老人ホームとの勤務が勤務表で区別なし（訪問系、通所系）

②個人情報提供同意書の未作成、代理人欄、家族欄の未記載（全サービス）

③定められた掲示物（勤務表、運営規程、重要事項説明書、指令書）の掲示が不適切（全サービス）

④福祉用具専門員の常勤換算が配置されていない、サービス担当者会議への未出席、ケアプランに沿ったサービスを行っていない等（福祉用具貸与、福祉用具販売）

⑤個別機能訓練加算の要件を満たさない（通所介護）

⑥事故報告の未提出

⇒事故報告の作成及び提出を指導。

⑦会計の区分がなされていない

⇒事業所単位で会計の区分を行うよう指導

⑧平成30年度の報酬改定について、重要事項説明書等の変更がなされていない（全サービス）

【認知症対応型共同生活介護】

医療連携体制加算について

- 「重度化した場合における対応に係る指針」を定め、入居の際に入居者又は家族に説明し、同意を得ること

看取り介護加算について

- 看取り介護計画を作成し、その内容について入居者･家族に説明し同意を得ること
- 看取りに関する職員研修を実施すること

短期利用について

- 利用開始にあたって定める利用期間は３０日以内とすること。また、運営規程、重要事項説明書、契約書等を予め定めておくこと

認知症専門ケア加算について

- 認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催すること

敷金について

- 全額返還が原則であることから、運営規程･重要事項説明書の記載を改めること

【小規模多機能型居宅介護】

- 介護支援専門員がケアを行ううえで必要と判断した福祉用具について、居宅での生活実態がない方に対しては、介護保険給付で福祉用具を貸与することはできないため、福祉用具が必要な場合は事業所の負担で準備をすること。（介護保険での福祉用具貸与は、居宅の場合のみ利用可能であり、長期宿泊の場合居宅とみなさない。）
- 宿泊サービスの利用が長期となる場合は、運営推進会議に報告し評価を受けること

認知症加算について

- 加算の要件を満たしていない利用者あり

サービス提供体制強化加算について

- 従業者ごとの具体的な研修計画を策定すること

看取り連携体制加算について

- 看取り期における対応方針を定め、利用者･家族にその内容を説明し、同意を得ること

訪問体制強化加算について

- 算定要件を満たしていることが確認できなかった

【認知症対応型通所介護】

- 居宅内介助を実施するにあたっては、居宅サービス計画及び認知症対応型通所介護計画に位置付けた上で実施し、介助者及び実施状況等を記録すること

個別機能訓練加算について

- 個別機能訓練を行うに当たっては、個別機能訓練計画に沿った実施記録に、実施時間（開始時間・終了時間）を明記すること
- 個別機能訓練計画が作成されていなかった

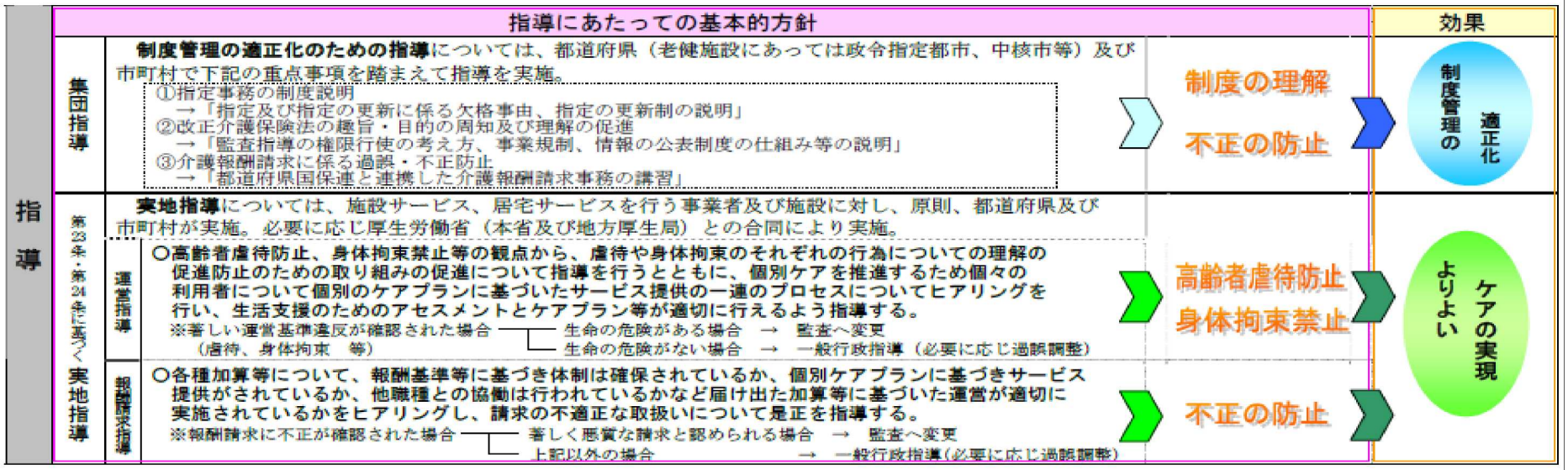
4 その他

（1） 上記１の行政処分の内容（県）については、次のホームページに掲載しています。

熊本県ホームページ アドレス：http://www.pref.kumamoto.jp/

（健康・福祉＞介護＞介護サービス事業所＞事業者（所）指導＞行政処分）

都道府県・市町村が実施する指導監督の在り方について



熊本市

介護サービス事業所及び高齢者福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

1　条例制定の経緯

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行による関係法令の一部改正に伴い、これまで国が省令で定めていた事業所の指定基準等を各自治体が条例で定めることとなった。

2　人員、設備及び運営に関する基準等

(1)　条例名及び対象サービス等の一覧

条例名	対象サービス等
熊本市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	定期巡回・随時対応型訪問介護 夜間対応型訪問介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所居者生活介護 複合型サービス
熊本市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例	介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 介護予防認知症対応型共同生活介護

(2)　条例の規定に係る方針

原則として厚生労働省令が定める基準と同じ内容を規定しています。

ただし、事業者へのアンケート、他都市の状況等を踏まえ、**５項目について本市独自の基準を規定しています。**

(3)　本市が定める独自基準

№	項目	規定内容	国の基準との関係
1	暴力団等の排除	次の者が、暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者（※）でないこととする。 ・事業者（法人等） ・法人の役員 ・事業所又は施設の管理者	新たに追加

2	サービスの質の評価	自己評価の実施義務に加え、 ① 自ら行うサービスの質の評価結果を公表するように義務付ける。 ② サービスの質の評価に当たり、第三者評価の活用に努めること。	国基準を変更（拡充）
3	身体拘束等の報告	身体拘束等を行った場合の記録義務に加え、必要に応じ、本市及び家族等への報告を義務付ける。	国基準を変更（拡充）
4	記録の保存年限	現行２年間とされているサービス提供記録の保存年限を５年間に延長する。 （完結の日が平成２３年４月１日以降である記録について適用。）	国基準を変更（拡充）
5	特養の居室の定員	個室又は夫婦部屋（２名）を原則としながらも、既存の多床室を改築・新築する場合に限り、現に存するベッド数を上限に多床室の整備を認める。 （既存の特養においては、建替までの間は現在の施設での運営が可能。）	国基準を変更（拡充）

※暴力団密接関係者…暴力団員により、その出資、融資、取引その他の関係を通じた権利を行使される者、又は暴力団員との交際関係により、その事業活動に重大な影響が及ぶと認められる者

(4) 条例ごとの独自基準の規定状況一覧

№	条例（略称）	独自基準					備考
		暴力団	質の評価	身体拘束	記録保存	居室定員	
1	指定居宅サービス	○	○	○	○	―	
2	指定介護予防サービス	○	○	○	○	―	
3	指定地域密着型サービス	○	○	○	○	―	
4	指定地域密着型介護予防サービス	○	○	○	○	―	
5	指定介護老人福祉施設	○	○	○	○	○	
6	介護老人保健施設	○	○	○	○	―	
7	介護療養型医療施設	○	○	○	○	―	
8	介護医療院	○	○	○	○	―	
9	特別養護老人ホーム	―	○	○	○	○	暴力団排除は№5 で規定
10	軽費老人ホーム	○	○	○	○	―	
11	養護老人ホーム	○	○	○	○	―	
12	居宅介護支援	○	○	―	○	―	
13	介護予防支援	○	○	―	○	―	

３　詳細な取扱い

(1) 暴力団の排除

介護報酬が暴力団の資金源となることを防止するため、熊本市暴力団排除条例の趣旨に鑑み、法人自体、役員、管理者に暴力団関係者が含まれている場合には、指定・更新を行わないこととします。

新規指定及び更新手続きの際の役員名簿等を基に、県警へ暴力団照会を行いますので、各事業所での新たな対応は必要ありません。

(2) サービスの質の評価

基準省令において、各サービス事業者は提供するサービスの質の評価を実施しなければならないと規定されています。

熊本市の条例においては、この評価結果を公表することを義務付けています。

公表の手法については、特に規定を設けていませんが、利用者、利用者の家族、これから利用申込を行おうとする方が確認できる手法が望ましいと考えています。

ホームページへの掲載、事業所への掲示など、事業所の状況に応じて公表の手法を検討し、サービスの質の評価結果を対外的にお知らせください。

また、この評価については、第三者の視点によることが望ましいことから、外部評価によることを努力義務として規定しています。

外部評価は費用がかかるため、実施しなくても基準違反とはなりませんが、条例の趣旨に鑑み、積極的に外部評価の導入を検討してください。

(3) 身体拘束等の報告

基準省令においては、当該利用者及び他の利用者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行ってはならないとの規定があります。

また、身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないと規定されています。

熊本市の条例では、これらの規定に加え、家族への連絡、市長への報告を義務付けました。

身体拘束が必要な可能性がある利用者について、あらかじめ家族に対して必要性や拘束の内容について説明を行い、承諾を得ている場合を除き、家族への報告を求めます。

また、市長への報告については、利用者毎に次ページの様式を毎月作成し、事故報告と同様に市長への報告が必要となります。

また、平成３０年度の報酬改正において、身体的拘束等の適正化に向けた委員会の開催義務や身体拘束廃止未実施減算の要件が厳格になるなど、身体的拘束等の適正化に向けた取組みが強化されました。身体的拘束等の廃止に向け、各事業所においても、より一層の取り組みをお願いします。

提出は持参・郵送・ファックスいずれの方法でも構いませんので、利用者毎の状況を翌月の 10 日までに熊本市介護保険課介護事業指導室まで提出してください。

○月分身体的拘束等実施報告書

報告日：令和　年　月　日

1．事業者の概要

法人名		事業所名	
サービスの種類		事業所番号	
事業所住所			
電話番号		記録者職氏名	

2．利用者の状況

氏名		年齢		性別		介護度	
保険者名		被保険者番号					
住所							

3．概要

拘束の時間帯		※該当される日に○を付けてください 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	
場所			
個別の状況による拘束の必要な理由	※緊急性・非代替性・一時性の観点から記載すること。		
拘束の方法（行為（部位・内容))			
特記すべき心身の状況			
同意書の有・無	有　・　無	家族に対する状況等の連絡・説明	（　　月　　日） ※直近の連絡日を記入すること
解除の予定			

4．今後の対応

抑制廃止に向けた対応等	

(4) 記録の保存年限

これまで、国の省令では各種記録類については、完結の日から２年と規定されていました。

しかしながら、監査や実地指導において書類の確認する中で、過誤調整や不正請求として報酬の返還を求める場合に、最大で５年分の請求を行うことができるよう、書類の保存年限を５年間と規定しました。

起算日は、完結の日（すなわちサービスが終了した日）から５年間となりますので、関係書類を適切に保存してください。

(5) 特別養護老人ホームの居室の定員

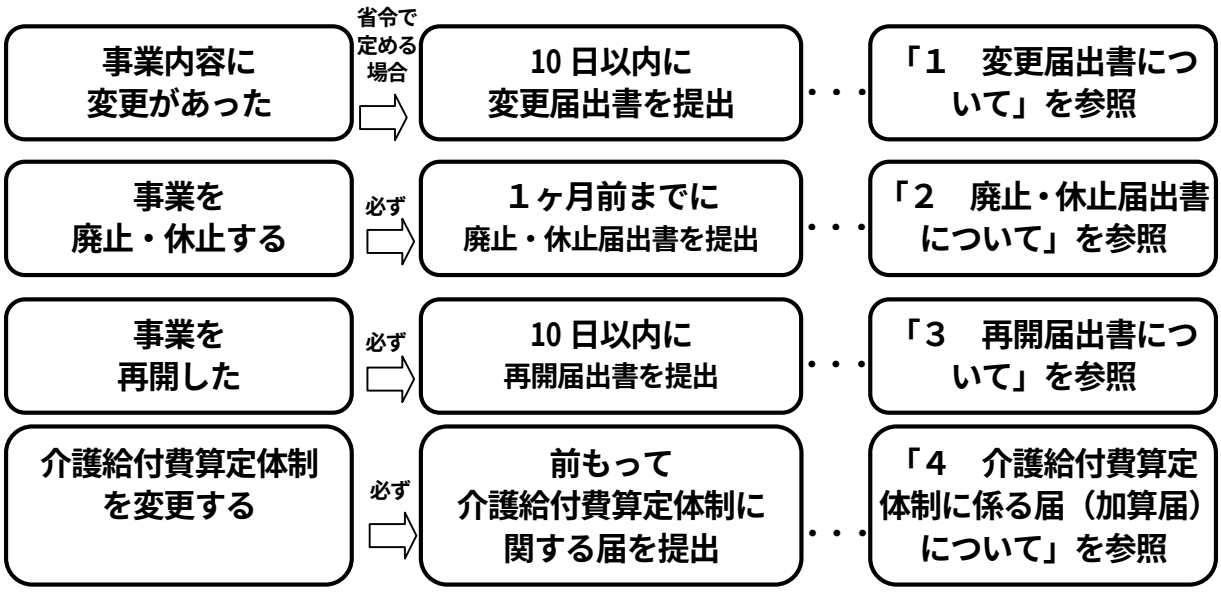
基準省令においては居室の定員は１人、夫婦等介護の提供に必要と認められる場合は２人とすることができると規定されています。

本市の条例でも原則的には国と同様の規定にしていますが、既存の多床室を建替える場合に限り、多床室での整備を認める規定を設けています。

なお、条例施行時点で存在する多床室については、建替えまでの間については、現在の設備で運営が可能です。

事業所の各種届出等について

地域密着型サービス事業者として必要な届出等の概要は以下のとおり。
介護給付費算定体制を変更する場合（新たに加算の算定を開始する場合等）は、事前の届出が必要となる。



1　変更届出書について

○ 提出が必要な場合：

・　厚生労働省令で定める事項が変更になった場合

変更届出書（第５号様式）にも記載されている事項で、具体的には以下のとおり。

1　事業所（施設）の名称
2　事業所（施設）の所在地
3　申請者の名称（法人名）
4　主たる事務所の所在地
5　代表者（開設者）の氏名、生年月日及び住所
6　定款・寄附行為及びその登記事項証明書・条例等（当該事業に関するものに限る。）
7　事業所（施設）の建物の構造、専用区画等
8　事業所（施設）の管理者の氏名、生年月日及び住所
9　運営規程
10 協力医療機関（病院）・協力歯科医療機関
11 介護老人福祉施設・介護老人保健施設、病院等との連携・支援体制
12 地域密着型サービス費の請求に関する事項
13 役員の氏名、生年月日及び住所
14 本体施設、本体施設との移動経路等
15 本体施設の状況等
16 介護支援専門員の氏名及びその登録番号
17 その他（電話、ファックス、メールアドレス等）

○ 提出期限：

・　変更があった日から１０日以内
※　何らかの事情で提出が遅れた場合も、実際の提出日及び変更年月日を記載すること。

○ 提出書類：

・　変更届出書（第５号様式）
・　添付書類（別紙「変更届時に必要な添付書類一覧」に「○」が付されている書類）

• 提出書類作成上の注意点：

・・必要書類の添付漏れが目立つことから、提出前に、添付書類一覧により再度確認すること。
・ 変更届出書を提出される場合は、付表の添付が必須。
・ 法人の代表者、役員、管理者を変更する場合は、誓約書の添付が必要。

・・経歴書、従業者の資格を有する証明書については、当該変更者についてのみの添付で足りる。
例えば「８事業所（施設）の管理者の氏名、生年月日及び住所」の変更については、付表、組織体制図、勤務体制一覧表、従業者の資格を有する証明書（資格証）の写し、経歴書、認知症研修等修了証が必要となっているが、管理者以外の方の経歴書、資格証の写し等は必要ない。

・・運営規程の変更の場合は、変更後の運営規程を添付すること。
変更届出書（第３号様式）の「変更前」「変更後」の欄に変更内容を記載し、変更後の運営規程のみを添付すること。なお、変更内容が多く「変更前」「変更後」の欄に記載しきれない場合は、別葉（新旧対照表など）に記載しても可。

・・提出した届は、事業所でも必ず控えを保管しておくこと。
提出した届の写しは、サービス事業所毎に、提出した順番に綴じて保管すること。

２　廃止・休止届出書について

○提出が必要な場合：

・　事業所を廃止・休止する場合

○ 提出期限：

・　廃止・休止の日の１ヶ月前まで
※　何らかの事情で提出が遅れた場合も、実際の提出日及び廃止等年月日を記載すること。

○ 提出書類：

・・廃止・休止届出書（第６－１号様式）

- **提出書類作成上の注意点：**

・・廃止届出書の「廃止した年月日」には、事業を行う最終日を記入すること。
例：3月31日まで事業を行う場合　→3月31日（4月1日ではない）

・・廃止・休止の理由と、現にサービスを受けていた利用者に対する措置を必ず記載すること。

・・休止届出書提出後、休止予定期間を過ぎても再開の見込みがない場合には、廃止届を提出すること。なお、指定の有効期限を超えて休止することはできない。

・・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護については、1ヶ月以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

3　再開届出書について

○提出が必要な場合：

・　休止していた事業所を再開した場合

○ 提出期限：

・　再開した日から１０日以内
※　何らかの事情で提出が遅れた場合も、実際の提出日及び再開した年月日を記載すること。

○ 提出書類：

・・再開届出書（第６号様式）
・・添付書類
組織体制図、勤務体制一覧表、従業者の雇用を示す書類、従業者の資格を有する証明書
経歴書（管理者等）、従業者の写真、事業所の平面図及び写真

4　介護給付費算定に係る体制等に関する届（加算届）について

○ 提出が必要な場合：

・　介護給付費算定体制に係る体制を変更する場合
「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」（別紙１）に記載されている項目が変更になる場合で、具体的には、以下のような場合等である。
- **各種加算の算定を開始・終了する場合（全サービス）**
- **人員欠如等、減算要件に当てはまる状態が生じた場合・解消した場合（通所・施設サービス）**
- **介護給付費の割引を開始・終了する場合、割引率を変更する場合（夜間対応型訪問介護、（介護予防）認知症対応型通所介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、地域密着型老人福祉施設入居者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護）**

○ 提出期限：

① 算定される単位数が増える場合（加算算定の開始等）：
　→　下表のとおり（事前の届出が必要となる）
② その他（加算の取り下げ、人員欠如による減算等）：
　→　判明した時点で速やかに（事実発生日から算定体制が変更となる）

サービスの種類	算定の開始時期
（介護予防）認知症対応型通所介護 （介護予防）小規模多機能型居宅介護 夜間対応型訪問介護 看護小規模多機能型居宅介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	毎月　　１５日以前に届出　→　翌月から １６日以降に届出　→　翌々月から
（介護予防）認知症対応型共同生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護	届出が受理された※1月の翌月から（届出を受理した日が月の初日である場合はその月から） ※1　届出が「受理される」とは、届出内容が加算等の要件を十分満たしていることが確認できるものとして受け付けられるときをいう。

○ 提出書類：

・・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙３－２）
・・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙１－３）
・・添付書類

- **提出書類作成上の注意点：**

・・新たに加算等の算定を開始する場合は事前の届出となる。
　提出期限が守られない場合は、予定通りの加算算定ができない。
　特に、（介護予防）認知症対応型通所介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、夜間対応型訪問介護、看護小規模型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、16日以降に提出した場合、翌々月サービス提供分からの算定となるので注意（例：6月27日に提出→8月サービス提供分より加算算定可能）。
・・複数のサービスについて届出を行う場合は、事業所番号が同じであってもサービス毎に届出書を作成すること。ただし、地域密着型サービスと一体的に行う介護予防サービスの組み合わせに限り、一の届出書で提出可能。
・・体制等状況一覧（別紙１－３）は、変更箇所以外の体制にも○を付すこと。

- **「介護職員処遇改善加算」についての注意点：**

・・新たに「介護職員処遇改善加算」の算定を開始する場合は、加算を受けようとする月の前々月の末日までに「介護職員処遇改善計画書」等の提出が必要となるが、他の加算同様「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」の提出も必要。
　提出期限が守られない場合は、予定通りの加算算定ができない。

(例)小規模多機能型居宅介護の場合
令和元年７月末日までに「介護職員処遇改善計画書」等を提出
令和元年８月１５日迄に「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」の提出
→ 加算開始月：令和元年９月（算定対象月：令和元年９月～令和２年３月）

○各書類の提出先：

・熊本市役所介護保険課　介護事業指導室（本庁舎１０階）
※事業所分の控えも必ず保管しておくこと。

5　各種届出書の様式について

熊本市ホームページに掲載

（熊本市トップ　＞　しごと・産業・事業者向け　＞　届出・証明・法令・規制　＞　介護・福祉　）
アドレス：http://www.city.kumamoto.jp/

※内容別の掲載場所は以下のとおり。ページ名は若干変更する場合があるので、予め了承のこと。

■　変更届　　（　ホーム　＞　分類から探す＞　しごと・産業・事業者向け　＞　届出・証明・法令・規制
＞　介護・福祉　＞　介護保険事業所の申請書　＞　地域密着型サービス事業者の変更届　）

■　体制等届　（　ホーム　＞　分類から探す＞　しごと・産業・事業者向け
＞　届出・証明・法令・規制　＞　介護・福祉　＞　介護給付費算定に係る体制届
＞　介護給付費算定に係る体制届について　（平成 27 年度以降用））

■　新規指定・更新申請書
（　ホーム　＞　分類から探す＞　しごと・産業・事業者向け　＞　届出・証明・法令・規制
＞介護・福祉　＞　介護保険事業所の申請書
＞　地域密着型サービス事業所の指定申請書および更新申請書について　）

地域密着型サービス事業所の変更届出時に必要な添付書類一覧

番号	添付書類	変更内容														
		事業所（施設）の名称	事業所（施設）の所在地	申請者の名称（法人名）	主たる事務所の所在地（法人所在地）	代表者（開設者）の氏名、住所及び職名	定款・寄付行為等及びその登記事項証明書・条例等（当該事業関係に限る）	事業所（施設）の建物の構造、専用区画等	事業所（施設）の管理者の氏名、生年月日及び住所	運営規程	協力医療機関（病院）・協力歯科医療機関	介護老人福祉施設・介護老人保健施設、病院等との連携・支援体制	地域密着型サービス費の請求に関する事項	役員の氏名、生年月日及び住所	計画作成担当者介護支援専門員の氏名及びその登録番号	その他（電話番号・FAX番号等）
1	付表（1～9）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	登記事項証明書			○	○	○	○							○		適宜（関係資料提出）
3	定款の写し（要原本証明）			△	△		○									
4	勤務体制及び勤務形態一覧表 ***【参考様式10】***								○	△					○	
5	従業者の雇用を示す書類（雇用契約書の写し又は雇用証明書。いずれも従業員本人の署名、押印のもので原本証明必要）								○（当該管理者分）						○（増員分）	
6	資格者証等								○（当該管理者分）						○（増員分）	
7	認知症研修等終了証（地域密着型通所介護以外）					○開設者研修等			○（当該管理者分）						○	
8	管理者経歴書 ***【参考様式11】***								○（当該管理者分）							
9	事業所の平面図、写真 ***【参考様式12】***		○					○								
10	付近の地図		○													
11	設備・備品等一覧表 ***【参考様式14】***															
13	運営規程	○	○					△		○			△			
14	サービス提供実施単位一覧表 ***【参考様式17】***												△			
15	協力医療機関（歯科医療機関）との契約の内容										○					
16	介護老人福祉施設・介護老人保健施設・病院等との連携体制及び支援体制の概要											○				
17	地域密着型介護サービス費の請求に関する事項												○			
18	誓約書・役員名簿 ***【参考様式18-1または18-2】***					○								○		
19	介護支援専門員一覧 ***【参考様式19】***														○	
20	消防・建築等の検査済証		○													
21	運営推進会議の構成員 ***【参考様式20】***															
22	契約書・重要事項説明書（地域密着型通所介護以外）					○			○					○		
23	土地及び建物の使用権限を確認できる書類（登記事項証明書又は賃貸借契約書等の写し）※地域密着型通所介護のみ		○													

小規模多機能：計画作成担当者研修
GH：実践者研修

内容によって
その他添付書類の提出
が必要となります。

介護職員処遇改善加算についての留意事項

1　制度の改正点について

平成２９年度（２０１７年度）介護報酬改定

新加算（Ⅰ）の新設に伴い、キャリアパス要件Ⅲを設定。

（キャリアパス要件Ⅲ：介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。）

平成３０年度（２０１８年度）介護報酬改定

加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）について、一定の経過措置期間を設け、これを廃止するとともに、加算の対象となるサービスに、介護医療院サービス（及び介護医療院が行う（介護予防）短期入所療養介護）を加える。

2　新規の加算算定について

法人として新規に標記加算の算定を開始する場合は、加算を受けようとする月の**前々月の末日まで**に「介護職員処遇改善計画書」等の提出が必要となります。

他の加算同様「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」の提出も必要です。

提出期限が守られない場合、予定どおりの加算算定ができません。

（例）令和元年（２０１９年）１２月から加算開始したい場合

○令和元年（２０１９年）１０月末日までに「介護職員処遇改善計画書」、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」等必要書類の提出

3　変更の届出について

次に掲げる事項について、当初の加算届出内容を変更する場合、必要書類を添えて変更届等の提出が必要です。詳細は、熊本市のホームページを参照してください。

①　法人単位で届出ている場合で、介護サービス事業所等に増減があった場合

②　就業規則を改正した場合

③　キャリアパス要件等の適合状況に変更があり、加算区分を変更する場合

4　特別事情届出書の提出について

事業の継続を図るために、介護職員の賃金水準を引き下げた上で賃金改善を行う場合には、「特別事情届出書」の提出が必要です。詳細は、熊本市のホームページを参照してください。

5　加算に係る届出について

当該加算を受けるための届出は毎年度必要です。提出手続きについては次の事項を遵守し、各提出書類・提出期限に遺漏がないようにしてください。

（１）令和３年度（２０２１年度）年度の届出（計画書）の提出期限は**令和３年（２０２１年）２月末日**です。

届出書類等については、令和３年（２０２１年）１月中旬を目途に、熊本市のホームページに掲載予定です。

（２）平成３０年度（２０１８年度）以降の処遇改善加算に係る全体手続等については、次の厚生労働省発出通知内容を十分確認してください。

①「介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（平成３０年３月２２日付け老発０３２２第２号）
※介護保険最新情報 Vol.628

②「平成２９年度介護報酬改定に関する Q&A（平成２９年３月１６日）」の送付について（平成２９年３月１６日付け事務連絡）
※介護保険最新情報 Vol.583

③「平成３０年度介護報酬改定に関する Q&A（平成３０年３月２３日）」の送付について（平成３０年３月２３日付け事務連絡）
※介護保険最新情報 Vol.629

介護職員等特定処遇改善加算について（概要）

令和元年度（2019 年度）の介護報酬改定において、現行の介護職員処遇改善加算（以下、「現行加算」）に加えて、介護職員等特定処遇改善加算（以下「特定加算」）が創設され、令和元年（2019 年）10月1日から適用することとなります。
※現行加算と同様に、（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、（介護予防）居宅療養管理指導、（介護予防）福祉用具貸与、特定（介護予防）福祉用具販売並びに居宅介護支援及び介護予防支援は算定対象外。

なお、本項目は介護職員等特定処遇改善加算の概要となっておりますので、当該加算の算定においては、必ず厚労省通知「介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」及び「2019 年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.1）（平成31年4月12日）」を確認してください。

1 特定加算の区分及び算定要件

特定加算（Ⅰ）：介護福祉士の配置等要件、現行加算要件、職場環境等要件及び見える化要件の全てを満たすこと。

特定加算（Ⅱ）：現行加算要件、職場環境等要件、見える化要件の全てを満たすこと。

（介護福祉士の配置等要件）
サービス提供体制強化加算等の最も上位の区分を算定していること。

（現行加算要件）
現行加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。

（職場環境等要件）
平成20年（2008年）10 月から届出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善（賃金改善を除く。）の内容を全ての職員に周知していること。この処遇改善については、複数の取組みを行っていることとし、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」及び「その他」の区分ごとに１以上の取組みを行うこと。

（見える化要件）
特定加算に基づく取組みについて、ホームページへの掲載等により公表していること。具体的には、介護サービスの情報公表制度を活用し、特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を記載すること。当該制度における報告の対象となっていない場合等には、各事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表すること。（令和2年度(2020年度)からの算定要件）

2 配分対象と配分方法

一 賃金改善の対象となるグループ

ａ 経験・技能のある介護職員

介護福祉士であって、経験・技能を有する介護職員と認められる者。具体的には、介護福祉士の資格を有するとともに、所属する法人等における勤続年数10 年以上の介護職員を基本としつつ、他の法人における経験や、当該職員の業務や技能等を踏まえ、各事業所の裁量で設定することとする。

ｂ 他の介護職員

経験・技能のある介護職員を除く介護職員。

ｃ その他の職種

介護職員以外の職員。

二 事業所における配分方法

配分するに当たっては、一ａ～ｃそれぞれにおける平均賃金改善額等について、以下のとおりとすること。この場合において、二ａ～ｃ内での一人ひとりの賃金改善額は、柔軟な設定が可能であること。

ａ 経験・技能のある介護職員のうち１人以上は、賃金改善に要する費用の見込額が月額平均８万円（賃金改善実施期間における平均とする。以下同じ。）以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額４４０万円以上であること（現に賃金が年額４４０万円以上の者がいる場合にはこの限りでない）。ただし、以下の場合など例外的に当該賃金改善が困難な場合は合理的な説明を求めることとすること。

・小規模事業所等で加算額全体が少額である場合

・職員全体の賃金水準が低い事業所などで、直ちに一人の賃金を引き上げることが困難な場合

・８万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層・役職やそのための能力・処遇を明確化することが必要になるため、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要する場合

ｂ 当該事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、他の介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の２倍以上であること。

ｃ 他の介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、その他の職種の賃金改善に要する費用の見込額の平均の２倍以上であること。ただし、その他の職種の平均賃金額が他の介護職員の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。

ｄ その他の職種の賃金改善後の賃金の見込額が年額４４０万円を上回らないこと（賃金改善前の賃金がすでに年額４４０万円を上回る場合には、当該職員は特定加算による賃金改善の対象とならない）。

３ 加算に係る届出について

当該加算を受けるための届出は毎年度必要です。提出手続きについては次の事項を遵守し、各提出書類・提出期限に遺漏がないようにしてください。

（１）令和３年度（2021年度）の届出（計画書）の提出期限は令和３年（2021年）２月末日です。

（２）年度の途中で加算を取得する場合の届出（計画書）の提出期限は加算を取得しようとする月の前々月の末日です。

※届出書類等については、熊本県・熊本市のホームページに掲載予定です。

４ 変更の届出について

介護サービス事業者等は、加算を取得する際に提出した介護職員等特定処遇改善計

画書及び計画書添付書類に変更があった場合等には、変更の届出が必要です。

５ 特別事情届出書の提出について

事業の継続を図るために、職員の賃金水準を引き下げた上で賃金改善を行う場合は、「特別事情届出書」の提出が必要です。

６ 賃金改善の実績報告

加算を取得した介護サービス事業者等は、各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに、次に掲げる事項を含む介護職員等特定処遇改善実績報告書を提出し、５年間保存する必要があります。

一 賃金改善実施期間

二 特定加算の総額

三 賃金改善所要額

各介護サービス事業所等において、賃金改善実施期間における賃金改善に要した費用（当該賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分に充当した場合は、その額を含む。）の総額（ａの額からｂの額を差し引いた額をいう。）であって、二の額を上回る額を記載する。

ａ 職員に支給した賃金の総額

ｂ 初めて特定加算を取得する月又は初めて加算を取得した月の属する年度の前年度の賃金の総額

四 グループごとの平均賃金改善額及び対象人数

各介護サービス事業者等において賃金改善実施期間における賃金改善に要する見込額のグループごとの平均額（ａの額からｂの額を差し引いた額をc の人数で除したものをいう。）をいう。

ａ 各グループにおける、職員に支給した賃金の総額

ｂ 初めて特定加算を取得する月又は初めて特定加算を取得した月の属する年度の前年度の賃金の総額

ｃ当該グループの対象人数（原則として常勤換算方法によるものとする。）

ｄ 「経験・技能のある介護職員」のうち、月額８万円の改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となった者の数（当該者を設定できない場合はその理由）

ｅ 改善後の賃金が最も高額となった者の賃金

五 実施した賃金改善に係る賃金項目及び方法

賃金改善を行う賃金項目（増額若しくは新設した給与の項目の種類（基本給、手当、賞与等）等）、賃金改善の実施時期や対象職員、一人当たりの平均賃金改善額について、可能な限り具体的に記載すること。「経験・技能のある介護職員」の基準設定の考え方については、必ず記載すること。なお、特定加算に当たっては、職員の個々の賃金改善額は柔軟に決められる一方、各グループの平均賃金改善額のルールを設け、実績報告書に記載を求めるものであり、三ａ及び四の積算の根拠となる詳細な積算資料の提出は求めないが、都道府県知事等が求めた場合には、提出できるようにしておくこと。

7 特定加算の取得要件の周知・確認等について

（1）賃金改善方法の周知について

特定加算の届出を行った事業所は、当該事業所における賃金改善を行う方法等について介護職員等特定処遇改善計画書や情報公表等を用いて職員に周知するとともに、就業規則等の内容についても職員に周知すること。

また、介護職員から照会があった場合は、賃金改善の内容について、書面を用いるなど分かりやすく回答すること。

（2）介護職員等特定処遇改善計画書等について

介護職員処遇改善計画書作成の際は「介護職員等特定処遇改善加算の見込額」と「賃金改善の見込額」を、介護職員等特定処遇改善実績報告書作成の際は「介護職員等特定処遇改善加算総額」と「賃金改善所要額」を比較し、必ず「賃金改善の見込額」や「賃金改善所要額」が上回っていることを確認すること。

また、グループごとの「介護職員等特定処遇改善加算総額」「賃金改善所要額」についても、同様に確認すること。

表１　加算算定対象サービス

サービス区分	サービス提供体制強化等の算定状況に応じた加算率	
	特定加算（Ⅰ）	特定加算（Ⅱ）
・訪問介護 ・夜間対応型訪問介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	６．３％	４．２％
・（介護予防）訪問入浴介護	２．１％	１．５％
・通所介護 ・地域密着型通所介護	１．２％	１．０％
・（介護予防）通所リハビリテーション	２．０％	１．７％
・（介護予防）特定施設入居者生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護	１．８％	１．２％
・（介護予防）認知症対応型通所介護	３．１％	２．４％
・（介護予防）小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護	１．５％	１．２％
・（介護予防）認知症対応型共同生活介護	３．１％	２．３％
・介護福祉施設サービス ・地域密着型介護老人福祉施設 ・（介護予防）短期入所生活介護	２．７％	２．３％
・介護保健施設サービス ・（介護予防）短期入所療養介護（老健）	２．１％	１．７％
・介護療養施設サービス ・（介護予防）短期入所療養介護 （病院等（老健以外））	１．５％	１．１％
・介護医療院サービス ・（介護予防）短期入所療養介護（医療院）	１．５％	１．１％

表２　加算算定非対象サービス

サービス区分	加算率
・（介護予防）訪問看護 ・（介護予防）訪問リハビリテーション ・（介護予防）居宅療養管理指導 ・（介護予防）福祉用具貸与 ・特定（介護予防）福祉用具販売 ・居宅介護支援 ・介護予防支援	０％

指定地域密着型サービス事業者の更新手続き（半期毎）について

各介護保険事業者の指定は６年毎に更新する必要があります。熊本市では、各事業所の指定更新日に応じて、半期毎に指定更新手続きを実施しています。対象となる事業所については、事前に通知を行いますので、その内容に従って更新手続を行ってください。

ただし、地域密着型通所介護事業者については、地域密着型サービス移行前と同様、４半期毎に指定更新手続きを実施しますのでご留意ください。

１　指定更新手続きのスケジュール

●半期毎（地域密着型通所介護事業者以外）

指定の有効期限日	更新手続の期間	左の期間中の概ねの時期	
１０月～　３月	６月～　９月	事業者への通知	６月上旬～中旬
		更新の受付	７月上旬～中旬
		審査等	７月下旬～８月下旬
		更新指令書交付	９月中旬
４月～　９月	１２月～　３月	事業者への通知	１２月中旬～下旬
		更新の受付	１月中旬～下旬
		審査等	２月上旬～３月下旬
		更新指令書交付	４月中旬

●４半期毎（地域密着型通所介護事業者のみ）

指定の有効期限日	更新手続の期間	左の期間中の概ねの時期	
４月～　６月	前年度の１月～　３月	事業者への通知	１月中旬
		更新の受付	１月下旬～２月上旬
		審査等	２月中旬～３月中旬
		更新指令書交付	３月下旬
７月～　９月	４月～　６月	事業者への通知	４月中旬
		更新の受付	４月下旬～５月上旬
		審査等	５月中旬～６月中旬
		更新指令書交付	６月下旬
１０月～１２月	７月～　９月	事業者への通知	７月中旬
		更新の受付	７月下旬～８月上旬
		審査等	８月中旬～９月中旬
		更新指令書交付	９月下旬
翌年の１月～　３月	前年の１０月～１２月	事業者への通知	10 月中旬
		更新の受付	10 月下旬～11 月上旬
		審査等	11 月中旬～12 月中旬
		更新指令書交付	12 月下旬

2　更新手数料

指定更新には、次の手数料が必要です。「熊本市収入証紙」により、それぞれお支払いください。

サービス等の区分	手数料
地域密着型サービス、介護予防地域密着型サービス	１０，０００円

3　更新申請の様式等

更新に必要な様式等については、次のホームページに記載しています。

熊本市ホームページ「トップ」＞しごと・産業・事業者向け＞届出・証明・法令・規制＞介護・福祉＞介護保険事業所の申請書＞地域密着型サービス事業所の指定申請書および更新申請書について
熊本市トップ：http://www.city.kumamoto.jp/

介護サービス提供時に発生した事故等についての連絡手順

令和元年６月改訂

１　目的

介護サービス提供時に発生した事故等について、介護サービス事業者が運営基準に基づき行う連絡の手順を明らかにし、事故に対する適切な対応の確保や再発防止策の検討など、介護サービスの安全と質の向上を図ることを目的とする。

２　連絡方法

サービス提供時等※1に事故等※2発生

※１ 送迎中等を含む。

※２ 「3 連絡の対象とする事故の範囲」を参照

↓

・救護等の対応
・利用者の家族等へ連絡
・利用者に係る居宅介護支援事業所へ連絡

事業者から市町村※3へ連絡
（感染症又は食中毒の場合は保健所にも報告）

※３ 利用者の保険者たる市町村が原則
保険者が市外の場合には、事業所等の所在する市町村へも併せて連絡

３　連絡の対象とする事故の範囲

- サービス提供による利用者の事故等
  事業者側の過失や責任の有無に関らず、利用者が死亡又は医療機関での治療を要する程度の状態に至ったものを原則とする。
- 食中毒、感染症の集団発生
- 火災・震災・風水害等により、施設設備の相当程度の破損を伴うなど、介護サービスの提供に重大な影響のあるもの。
- 事業所の体制の問題等により、利用者の処遇に影響があったもの。
- 利用者・家族等の個人情報漏洩、誤嚥、誤薬、離設、送迎中の事故等は、**怪我等がなくても要報告**。

４　連絡の手順

① 第一報は、電話等により速やかに行うよう努める（特に重大又は異例な事故の場合）。
② 第一報後の経過については、適宜連絡を行う。
③ 事故発生後の当面の対応が済み次第、文書により事故の連絡を行う。
※　感染症又は食中毒の場合には保健所にも報告すること。
→　平成１７年2月２２日付け老発第０２２２００１号厚生労働省老健局長他４局長合同通知「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」を参照。

５　事故連絡書の様式及び記載内容

別紙の様式例「事故連絡書」を参考にすること。
内容については、時系列に添って具体的に事故等の状況を明記し、事故の原因に関係すると推測される事項（本人のＡＤＬ等）についても併せて記載すること

6　連絡を受けた市町村が対応する際の留意点

①　事故の内容及び事故に対する事業所の対応状況を把握するとともに、必要に応じて事業者への助言・指導を行う。

②　文書による連絡の内容が不足している場合は、追加連絡を求める。

7　事故連絡の活用等について

市に提出された事故連絡については、とりまとめのうえ、集団指導等を通じて周知を行い、事業者のリスクマネジメントの強化に活用する。

「熊本市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」の条文抜粋

1　指定○○事業者は、利用者に対する指定○○の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うともに、必要な措置を講じなければならない。

2　指定○○は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3　指定○○は、利用者に対する指定○○の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

～平成 17 年 2 月 22 日付け老発第 0222001 号厚生労働省老健局長他４局長合同通知抜粋～

社会福祉施設等の施設長は～市町村等の社会福祉施設等主管部局に、感染症又は食中毒が疑われる者等の人数、病状、対応状況等を報告するともに、併せて保健所に報告し、指示を求めるなどの措置を講ずること。

※ 事故連絡書の様式については、下記を参照ください。
熊本市役所ホームページ＞しごと・産業・事業者向け＞届出・証明・法令・規制＞介護・福祉＞事故連絡書（様式）

（様式例）

事故連絡書

連絡日：令和　　年　　月　　日

1　事業者の概要

法人名		事業所名	
事業所住所		ｻｰﾋﾞｽの種類	
電話番号		記録者職氏名	

2　利用者の状況

氏名		年齢	
保険者名		介護度	
住所			

3　事故の概要

日時		
場所		
事故の種別	□骨折　□やけど　□誤嚥　□食中毒　□感染症・結核　□その他（　　） 死亡に至った場合はその死亡年月日：令和　　年　　月　　日　　時	
事故の内容	※事故の直接の原因の他、事故の原因に関係すると推測される事項(本人のADL等)についても明記してください。	
事故発生時の対応・経過	医療機関名	
	※時系列に沿って具体的に記載してください。	

4　事故発生後の対応

利用者の現在の状況	
家族への連絡・説明状況と内容	※時系列に沿って記載してください。特に、御家族の受け止め、発言を詳細に記載してください。
損害賠償等の対応状況	□損害賠償保険を利用　　□検討・交渉中 □賠償なし（理由：　　）
再発防止に向けた対応策等	※施設（事業所）内で充分検討のうえ、今後の対応策や再発防止に向けた取り組みについて詳細に記載してください。

業務管理体制の制度について

１　介護保険法による義務付け（介護保険法１１５条の３２）

介護サービス事業者（以下「事業者」という。）には、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられています。

事業者が整備すべき業務管理体制は、指定又は許可を受けている事業所又は施設（以下「事業所等」という。）の数に応じ定められており、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を関係行政機関に届け出る必要があります。

○　まだ届出されていない事業者は、速やかに届け出を行ってください。
　※届出がない事業者は法令違反となります！
○　既に届出されている事業者において、届出内容の変更があった場合には、第２号様式により変更届を提出してください。

２　業務管理体制の整備に関する基準

（介護保険法１１５条の３２第１項、介護保険法施行規則第１４０条の３９）

整備すべき体制は、各事業者が運営する事業所等の数により次の①～③のとおり

①事業所の数が２０未満の事業者

法令遵守責任者の選任が必要。

②事業所の数が２０以上１００未満の事業者

法令遵守責任者の選任＋法令遵守規程が必要。

③事業所の数が１００以上の事業者

法令遵守責任者の選任＋法令遵守規程＋業務執行監査が必要。

■事業所等の数について

事業所等の数とは、指定又は許可を受けている事業所等の数。

- 介護予防及び介護予防支援事業所を含む。
- 健康保険法の指定があったとき介護保険法の指定があったものとみなされている事業所（＝病院等が行う居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション）は除く。

例）同一事業所が認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護の指定を併せて受けている場合、事業所等の数は２と数える。

■法令遵守責任者について

何らかの資格等を求めるものではないが、少なくとも介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）及び法に基づく命令の内容に精通した法務担当の責任者を選任することを想定。また、法務部門を設置していない事業者の場合は、事業者内部の法令遵守を確保することができる者を選任すること。なお、代表者自身が法令遵守責任者となることを妨げるものではない。

【Q】法人グループ全体の業務管理体制が整っていることを条件に、A法人の法令遵守責任者として、同じグループであるB法人の職員を選任することはできるか。

【A】業務管理体制は事業者自らが法人形態等に見合った合理的な体制を整備することが必要であり、法令遵守責任者の選任に当たって資格要件等を求めていないが、法令遵守責任者は事業者内部の法令遵守を徹底することができる者が選任されることを想定している。（グループを構成する個々の事業者内部における権限行使が想定されることから、何ら権限を有しない他の法人職員が法令遵守責任者に選任されることは想定していない。）

３　業務管理体制の整備に係る届出（介護保険法１１５条の３２、介護保険法施行規則第１４０条の４０）

(1)届出先

区　分	届出先
① 事業所等が３以上の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣
② 事業所等が２以上の都道府県の区域に所在し、かつ、２以下の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	事業者の主たる事業所が所在する都道府県知事
③ 全ての事業所等が１の都道府県の区域に所在する事業者	都道府県知事
④ 全ての事業所等が１の指定都市の区域に所在する事業者	**指定都市の長**
⑤ 地域密着型サービス（予防含む）のみを行う事業者であって、事業所等が同一市町村内に所在する事業者	市町村長

■市に届出が必要な事業者は、表中の「④の区分」となる事業者

■市に届け出る場合の届出先　熊本市介護保険課　介護事業指導室

(注)都道府県知事、厚生労働大臣に届出が必要となる事業者は、都道府県等に直接お問い合わせください。

(2)　届出に必要な様式及び届出が必要となる事由

①　新規に業務管理体制の整備について届け出る場合（介護保険法第１１５条の３２第２項）

□「第１号様式」を１部提出

②　事業所等の指定等により事業展開地域が変更し、届出区分の変更が生じた場合（介護保険法第１１５条の３２第４項）

注）この区分の変更に関する届出は、変更前の行政機関及び変更後の行政機関の双方に届け出る必要がある。

□「第１号様式」を変更前後の双方の行政機関に１部提出

区分変更が必要となる事例としては、つぎのとおり。

変更内容	区分変更
市外に事業所を新たに開設した	市　→　県
複数の市町村で行っていたが、事業所の廃止により熊本市のみとなった	県　→　市
他県の複数の地方厚生局の管轄区域に事業所を新たに開設した	県　→　国

③　届出事項に変更があった場合（介護保険法第１１５条の３２第３項）

■変更届出が必要な事項

・法人の種別、名称　　・主たる事務所の所在地、電話番号、ＦＡＸ番号
・代表者氏名、生年月日　　・代表者の住所、職名
・事業所名称等及び所在地(※1)　・法令遵守責任者の氏名及び生年月日
・業務が法令に適合することを確保するための規程の概要
・業務執行の状況の監査の方法の概要

ただし、以下の場合は変更の届出の必要はない。

・事業所等の数に変更が生じても、整備する業務管理体制が変更されない場合（※1）
・法令遵守規程の字句の修正など業務管理体制に影響を及ぼさない軽微な変更の場合

□「第２号様式」を１部提出。

４　業務管理体制確認検査（介護保険法第１１５条の３３、３４）

■ 介護サービス事業者の業務管理体制の整備・運用状況を確認するため、報告の徴収、事業者本部等への立ち入り検査などを実施します。

【検査の種類】

(１)一般検査・・・業務管理体制の届出内容を確認するため、指定更新審査にあわせて計画的に実施（概ね６年に１回）

→指定更新時に提出してもらう**「業務管理体制の整備に係る自己点検表」**により検査。対象事業者には指定更新時に別途通知予定。

なお、**自己点検表は法令遵守責任者が記入**すること。

(２)特別検査・・・指定事業所等の指定取消処分相当事案が発生した場合に実施

５　関係ホームページについて

■ 熊本市ホームページ（http://www.city.kumamoto.jp/）
→ホーム＞分類から探す＞しごと・産業・事業者向け＞届出・証明・法令・規制＞介護・福祉＞介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出について

■ 熊本県ホームページ（http://www.pref.kumamoto.jp/）
→ホーム＞分類から探す＞健康・福祉＞介護＞介護サービス事業所＞各種申請＞業務管理体制

■ 厚労省ホームページ→介護・高齢者福祉→介護サービス事業者の業務管理体制の整備について（http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/service/index.html）

「介護サービス情報の公表」制度について

1　介護保険法による義務付け（介護保険法第 115 条の 35）

「介護サービス情報の公表」制度は、利用者が適切に介護サービスを選択することを支援するため、介護サービス事業者のサービス内容や運営状況に関する情報を公表する制度であり、介護サービス事業者は、毎年１回、事業者に関するサービス内容等の情報（基本情報・運営情報）を報告することが介護保険法において義務付けられています。

「令和２年度（2020 年度）の公表計画」の詳細が決まりましたら、熊本市のホームページに掲載されます。

報告開始時期：令和２年（２０２０年）８月

①　令和元年度(２０１９年度)報告済み事業所

事業所に対して通知は行いません。システムのＩＤ及びパスワードは、前年度使用したＩＤ・パスワードでログインしてください。パスワードを紛失された事業所は、FAX にて再発行依頼されますようお願いします（再発行依頼書の様式はホームページに掲載予定。）。

②　①以外の事業所で報告の対象となる事業所

令和２年（２０２０年）４月以降新規指定した事業所及び一昨年度の介護報酬が１００万円以下のため昨年度報告の対象外だった事業所については、ＩＤ・パスワード等を別途通知します。

2　報告・調査・公表の対象事業者

対象サービス（介護保険法施行規則第 140 条の 43）を提供する事業者のうち、次の①②に該当する事業者（熊本市及び県内市町村が指定する事業所を含む：別紙１の対象サービス）

①前年度の介護報酬実績額（利用者負担を含む）が 100 万円を超える事業者　（介護保険法施行規則第 140 条の 44）　※休止・廃止事業者を除く

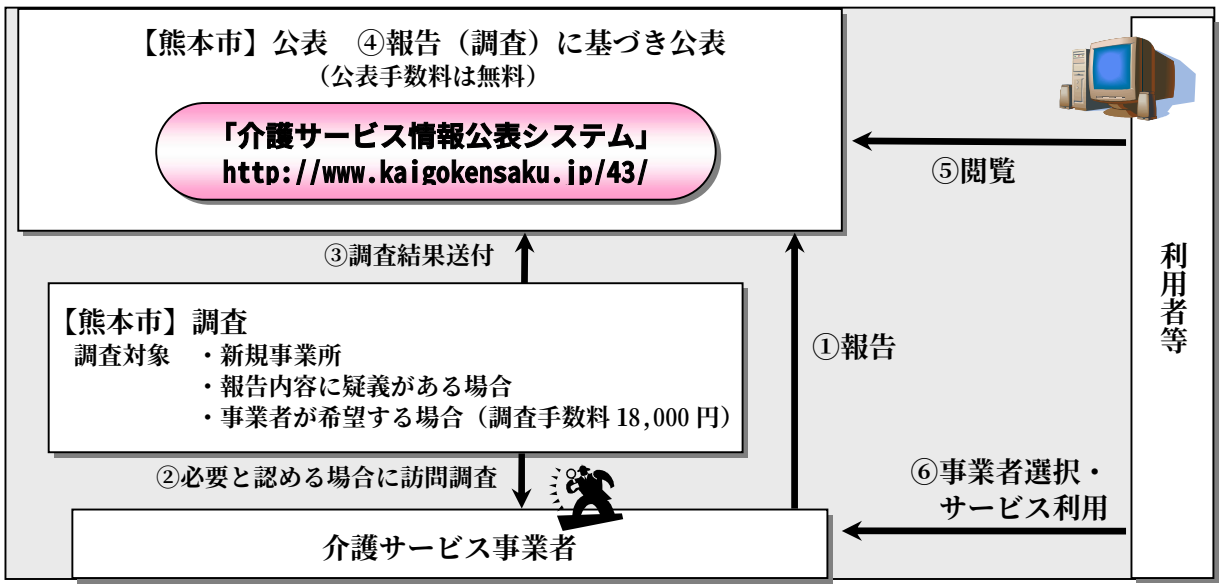
②令和２年（２０２０年）４月から令和３年（２０２１年）３月までに、新たに指定を受ける介護サービス事業者　（介護保険法第 115 条の 35）　※基本情報の報告及び公表のみ実施

3　手数料（熊本市手数料条例）

・公表手数料は徴収しない。

・自ら希望して調査を申し出た事業者は調査手数料として、市に１８，０００円を納入。

4　介護サービス情報公表システム



別紙1

令和2年度（2020年度）「介護サービス情報の公表」対象サービス

No.	グループ名称	公表対象サービス（区分別）
1	訪問介護サービス	●訪問介護　●夜間対応型訪問介護
		●定期巡回・随時対応型訪問介護看護
2	訪問入浴介護サービス	●訪問入浴介護　●介護予防訪問入浴介護
3	訪問看護サービス	●訪問看護　●介護予防訪問看護
4	訪問リハビリテーション サービス	●訪問リハビリテーション　●介護予防訪問リハビリテーション
5	福祉用具サービス	●福祉用具貸与　●特定福祉用具販売
		●介護予防福祉用具貸与　●特定介護予防福祉用具販売
6	通所介護サービス	●通所介護　●地域密着型通所介護　●療養通所介護
		●認知症対応型通所介護　●介護予防認知症対応型通所介護
7	通所リハビリテーション サービス	●通所リハビリテーション　●介護予防通所リハビリテーション
8	特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)サービス	●特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）
		●特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム・外部サービス利用型）
		●地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）
		●介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）
		●介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム・外部サービス利用型）
9	特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム)サービス	●特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）
		●特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム・外部サービス利用型）
		●地域密着型特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）
		●介護予防特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）
		●介護予防特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム・外部サービス利用型）
10	介護老人福祉施設サービス	●介護老人福祉施設
		●短期入所生活介護
		●介護予防短期入所生活介護
		●地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
11	介護老人保健施設サービス	●介護老人保健施設
		●短期入所療養介護（介護老人保健施設）
		●介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）
12	介護療養型医療施設サービス	●介護療養型医療施設（定員9人以上）
		●短期入所療養介護（療養病床を有する病院等）
		●介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設）
13	介護医療院サービス	●介護医療院
		●短期入所療養介護（介護医療院）
		●介護予防短期入所療養介護（介護医療院）
14	居宅介護支援サービス	●居宅介護支援
15	特定施設入居者生活介護(サービス付高齢者向け住宅) サービス	●特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム：サービス付高齢者向け住宅）
		●特定施設入居者生活介護（外部サービス活用型）（有料老人ホーム：サービス付高齢者向け住宅）
		●地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム：サービス付高齢者向け住宅）
		●介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム：サービス付高齢者向け住宅）
		●介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス活用型）（有料老人ホーム：サービス付高齢者向け住宅）
16	小規模多機能型居宅介護サービス	●小規模多機能型居宅介護　●介護予防小規模多機能型居宅介護 ●看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）
17	認知症対応型共同生活介護サービス	●認知症対応型共同生活介護　●介護予防認知症対応型共同生活介護

介護職員による喀痰吸引等（たんの吸引等）の実施について

（実施主体：熊本県）

1　喀痰吸引等の制度の概要

（1）喀痰吸引及び経管栄養（以下、「喀痰吸引等」という。）は、**医療的行為**（医師の医学的判断および技術をもってするのでなければ人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある行為）であり、**医師、保健師、助産師、看護師又は准看護師にのみ**認められている行為です。

（2）そのため、**介護福祉士**が喀痰吸引等を実施するためには、医療的ケア及び実地研修を修了し「介護福祉士登録証」に実地研修を修了した行為を付記することが必要であり、かつ、**「登録喀痰吸引等事業者」として登録されている事業所においてのみ**喀痰吸引等を**実施できます。**

（3）**介護福祉士でない介護職員**が喀痰吸引等を実施するためには、都道府県の委託先又は「登録研修機関」で基本研修及び実地研修を修了し、都道府県から「認定特定行為業務従事者」として認定証の交付を受ける必要があり、かつ、**「登録特定行為事業者」として登録されている事業所においてのみ**喀痰吸引等を**実施できます。**

2　事業者の登録について（登録録喀痰吸引等事業者及び登録特定行為事業者）

介護事業者が施設や事業所で喀痰吸引等を行う場合は、**県に登録**する必要があり、そのためには次の基準を満たす必要があります。

≪喀痰吸引等の業務を行う事業者の登録基準≫

1．医療関係者との連携に関する基準

① 介護福祉士等が喀痰吸引等を実施するにあたり、**医師の文書による指示**を受けること。
② 医師・看護職員が喀痰吸引等を必要とする方の状況を定期的に確認し、介護福祉士等と**情報共有**を図ることにより、医師・看護職員と介護福祉士との連携を確保するとともに、適切な役割分担を図ること。
③ 喀痰吸引等を必要とする方の個々の状況を踏まえ、医師・看護職員との連携の下に、喀痰吸引等の実施内容等を記載した**計画書を作成**すること。
④ 喀痰吸引等の実施状況に関する**報告書を作成**し、医師に提出すること。
⑤ 喀痰吸引等を必要とする方の状態の急変に備え、**緊急時の医師・看護職員への連絡方法**をあらかじめ定めておくこと。
⑥ 喀痰吸引等の**業務の手順等を記載した書類**（業務方法書）を作成すること。

2．喀痰吸引等を安全・適正に実施するための基準

① 喀痰吸引等は、**1の（2）及び（3）に該当する介護福祉士等**に行わせること。
② 実地研修を修了していない介護福祉士等に対し、**医師・看護師等を講師とする実地研修を行う（※）**こと。
③ 安全確保のための**体制を整備**すること（安全委員会の設置、研修体制の整備等）。
④ 必要な備品を備えるとともに、**衛生的な管理**に努めること。
⑤ 上記1．③の**計画書の内容を**喀痰吸引を必要とする方又はその家族に**説明し、同意を得る**こと。
⑥ 業務に関して知り得た**情報を適切に管理**すること

（※）2．②は、「登録喀痰吸引等事業者」のみに必要な基準。実地研修の内容は、口腔内の喀痰吸引：１０回以上、その他：２０回以上。
（注）病院・診療所は、医療関係者による喀痰吸引等の実施体制が整っているため、喀痰吸引等の業務を行う事業所の登録対象としない。
なお、当該施設では介護福祉士等に喀痰吸引等の行為を行わせることはできません。

◆登録事業者が違反した場合の処分等

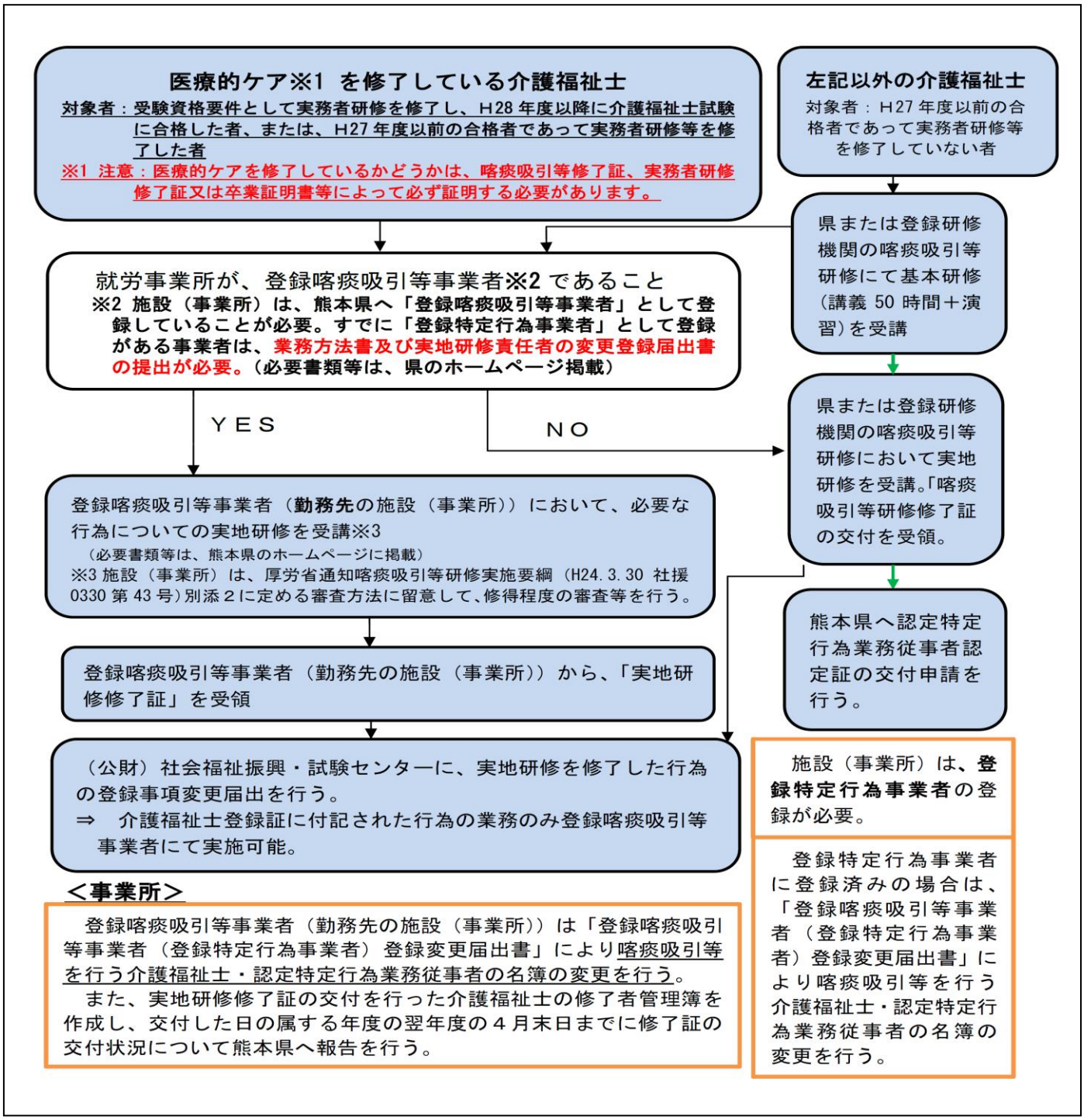
以下の場合は登録の取消し又は業務停止等の処分対象となることがあります。
・実地研修を修了していない介護福祉士に喀痰吸引等業務を行わせた場合
・介護福祉士に対し、要件を満たさない実地研修を実施し、修了証を交付した場合
→　登録事業者の取消等の処分（社会福祉士及び介護福祉士法第 48 条の 7）

・介護福祉士が実地研修を受けずに喀痰吸引等を行った場合は、信用失墜行為違反となり、登録の取消し又は名称使用停止など行政処分の対象となることがあります。
→　介護福祉士等の信用失墜行為の禁止（同法第 45 条）

◆未登録の事業者が違反した場合　⇒　捜査機関に対して告発することがあります。

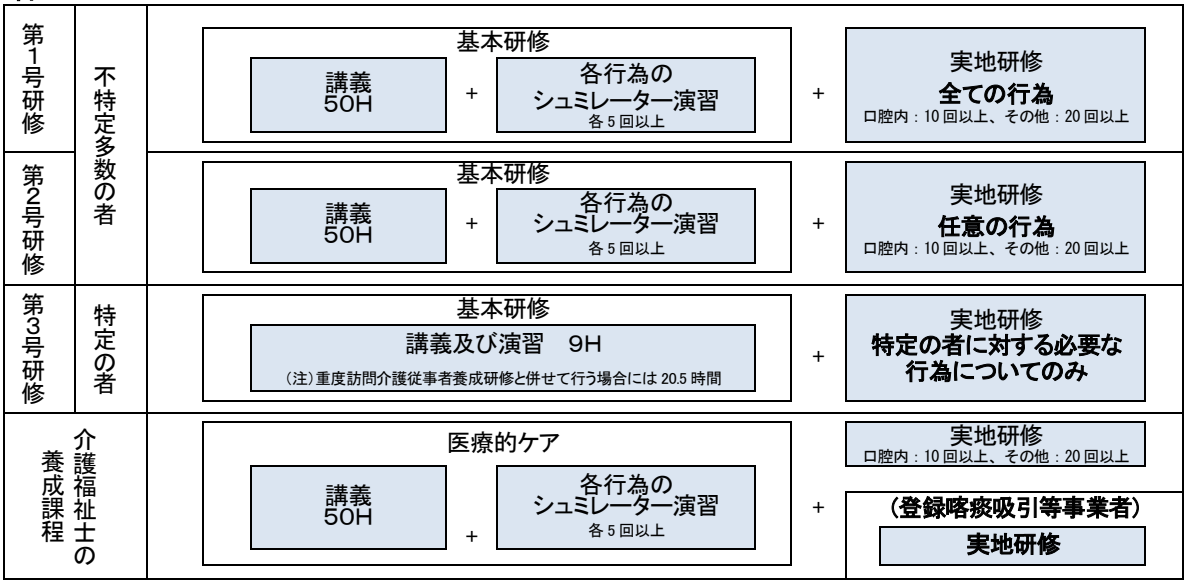
3　介護福祉士等が喀痰吸引等医行為を行うまでの流れ

医療的ケアは修了しているが、実地研修を修了していない介護福祉士が喀痰吸引等を実施するためには、就業事業所が**「登録喀痰吸引等事業者」**であれば、就業事業所内で実地研修を実施し、就労事業所が「登録喀痰吸引等事業者」でなければ、都道府県の委託先又は**「登録研修機関」**で実地研修を修了しなければなりません。



4　県又は登録研修機関が実施する喀痰吸引等研修及び介護福祉士の養成課程

≪研修内容≫



※　喀痰吸引等研修（第一号、第二号研修）について（お問合せ先：高齢者支援課）

※　喀痰吸引等研修（第三号研修）について（お問合せ先：障がい者支援課）

【熊本県内の登録研修機関一覧】

名称	住所	電話番号	実施する研修過程
セントケア九州株式会社	熊本市中央区十禅寺一丁目３番１号	096-278-7811	第１号 第２号
キャリア教育プラザ株式会社	熊本市東区健軍一丁目５番１号２０１	096-342-8181	第１号 第２号
株式会社セリナ　熊本営業所	熊本市中央区上林町３－３４－４０５	0120-196-294	第１号 第２号
合同会社笑みリンク	水俣市深川３２－２	0966-83-9111	第１号 第２号
株式会社プレゼンス・メディカル	熊本市中央区下通１-３-８	0120-698-789	第１号 第２号
株式会社日本クリエイト　福岡支社	福岡市中央区天神１－１３－２１ 天神商栄ビル７Ｆ	092-737-6371	第１号 第２号

5　実施可能な行為

対　象		喀痰吸引			経管栄養	
		口腔内（咽頭の手前まで）	鼻腔内（咽頭の手前まで）	気管カニューレ内部	胃ろう 腸ろう	経鼻経管栄養
介護福祉士		実地研修を修了し介護福祉士登録証に付記された行為				
第１号研修	不特定多数の者	○	○	○	○	○
第２号研修		◌	◌	◌	◌	◌
第３号研修	特定の者	特定の者が必要とする行為				

※　認定特定行為業務従事者が持つ「認定証」に記載された認定行為により、実施可能な範囲が変わります。

※　熊本県が開催する第１号・第２号研修においては、人工呼吸器装着者へのたん吸引と半固形型栄養剤の経管栄養については実施できません。

◎認定証交付、事業者登録に必要な手続きについて

熊本県庁ホームページで手続き・様式等を案内しています。

健康・福祉＞介護＞介護サービス事業所＞資格・研修＞資格（たん吸引等）

介護相談員派遣等事業について

各事業所におかれては、「介護相談員」の派遣受入れについてご理解とご協力をお願いします。

1　事業内容

この事業は、熊本市が実施主体となり、派遣を希望するサービス事業所等に「介護相談員」を派遣すること等により、利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、派遣を受けた事業所における介護サービスの質の向上を図ることを目的とするものです。

2　介護相談員の役割

利用する介護サービス等に対して、利用者やその家族等がいだいている疑問や不安、不満の相談に応じ、問題の発見や提起、解決策などを通じて、苦情を未然に防ぎ、改善の途を探る活動をします。

介護相談員は、熊本市が当事業の実施に相応しい人格と熱意を持っている人と認めた人で、「新任者研修（約２日間）」を修了した人です。

3　事業効果

「介護相談員」派遣の受入れをしている事業所では、「職員の意識改革」、「サービス改善、質の向上」等に大きな効果があるという調査結果が出ています。

また、熊本県が行った調査では、「介護サービスの質の向上」については約７割、「利用者の権利擁護」（身体拘束等の高齢者虐待を抑止する効果）についても約６割の市町村が「効果がある」という結果が出ています。

4　施設・事業所の介護相談員派遣受入れの努力義務

施設サービス、居宅サービス等の運営基準において、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならないとの努力義務が規定されています（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第３４条ほか）。これは介護相談員を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めることが規定されたものです。

改正生活保護法による指定介護機関の指定について

改正生活保護法が平成２６年７月１日に施行されたことより、生活保護右方による指定介護機関の指定方法が変更となりましたので、介護機関の事業者の方々におかれましては、以下の点に留意していただきますようお願いします。

① 平成２６年７月１日以降に介護保険の指定又は開設許可を受けた場合、生活保護法の指定介護機関の指定を受けたとみなされます。

② ただし、申出書の提出によって、指定を不要とすることができます。

③ 平成２６年６月３０日までに介護保険の指定又は開設許可を受けた場合、生活保護法の指定介護機関の指定を受けるためには、指定申請書の提出が必要となります。

④ 平成２６年６月３０日以前に生活保護法の指定介護機関の指定を受けている場合、平成２６年７月１日以降も、改正法によって、指定を受けたものとみなされます。

⑤ 事業所の変更、廃止、休止等があった場合は、各届書の提出が必要となる場合があります。

【問い合わせ先】

熊本市役所保護管理援護課
介護扶助担当
TEL　０９６－３２８－２２９９

生活困窮者自立支援法について

平成２７年４月１日から生活困窮者自立支援法が施行されました。概要は以下のとおりです。

【対象者】

○現に経済的に困窮し、放置すれば最低限度の生活を維持することができなくなる人

【主な事業内容】

1　生活困窮者の相談を一元的に受け付ける「自立相談支援窓口」を各市町村に設置

2　離職により住宅を失った生活困窮者に対し、家賃相当の「住居確保給付金」を福祉事務所が支給

3　その他、困窮者の課題に応じた個別の支援を実施

・就労が困難な者に対して、日常生活訓練やビジネス講座などの開講

・ホームレスなど住居のない者に対して、宿泊場所や衣食等の提供

・多重債務などで家計に問題がある者に対して、家計簿の作成指導

・生活困窮家庭の子どもに対して、学びの場としての学習塾を各地域に開講

○　相談窓口は熊本市福祉相談支援センター（市役所２階南側エレベーター横）に設置されています。

○　相談窓口には、専門の支援員が配置されており、困窮者の方に寄り添った相談を行います。

○　相談を受け、各困窮者の方々の課題に応じた支援プランを作成します。

○　支援プランに基づいて、各困窮者の方々に個別の支援が行われます。
（個別の支援は受託した社会福祉法人が実施）

○　県下の相談窓口の一覧は県ホームページをご覧ください。
（熊本県ホームページトップ＞分類から探す＞健康・福祉＞生活困窮者自立支援法施行に伴う相談窓口の設置　http://www.pref.kumamoto.jp/)

非常災害時の対応等について

介護保険施設等につきましては、利用者の安全を確保するため、水害・土砂災害を含む各種災害に備えた十分な対策をお願いしているところです。

非常災害時の対応については、国等から通知及び資料が発出されています。下記の熊本市 HP に掲載しておりますのでご参照ください。

○熊本市ホームページアドレス
熊本市 HP＞組織から探す＞健康福祉局＞福祉部＞介護保険課介護事業指導室＞介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について
https://www.city.kumamoto.jp/hpkiji/pub/detail.aspx?c_id=5&type=top&id=13329

※ 社会福祉施設等が災害（暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な自然現象）により被災した場合、厚生労働省が定める「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱」による補助制度があります。

※ 高齢者福祉施設等が災害により被災し、「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金」を活用して施設の災害復旧を行う場合の留意点をまとめた手引書をホームページに掲載しています。
県のホームページ https://www.pref.kumamoto.jp/kiji_19004.html
（注）熊本市内の事業所についても、手引書の「県」を「市」に読み替えると参考にすることができます。

※ 社会福祉施設が、災害（この場合、自然災害のほか、大規模な火事もしくは爆発等の大規模な事故を含みます。）により被災した場合は、施設が所在する市町村に被災状況を連絡してください。

※平成２８年熊本地震に関する情報はこちらから。
熊本市 HP＞分類から探す＞しごと・産業・事業者向け＞届出・証明・法令・規制＞介護・福祉＞平成２８年熊本地震に伴う介護保険関係の取扱いについて
http://www.city.kumamoto.jp/hpKiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=12593&class_set_id=2&class_id=412

熊本市介護サービス事業
質問票

FAX・メール等でご提出ください

〒860－8601 熊本市中央区手取本町1－1 熊本市 介護保険課 介護事業指導室 宛

TEL：096－328－2793 FAX：096－327－0855 e-mail：kaigojigyoushidou@city.kumamoto.lg.jp

質 問 事 項

質問者が考える回答案及び根拠 （必須）

※集団指導の手引きや「介護報酬の解釈1・2・3」及び厚生労働省通知・省令、Q&A等を確認し、事業所内で話し合った見解（回答案）・根拠を必ず記載してください。

事業所名	
サービス種別	
質問者（担当者）名	
連絡先	TEL

※FAX送信票は不要です。

送付枚数 枚